

令和 7 年度

広島市立広島特別支援学校
高等部入学者選考実施要項

広島市教育委員会

目 次

○ 広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針	1
○ 令和7年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考日程	3
令和7年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考実施要項	4
第1 募集	5
1 対象学科	5
2 対象学年	5
3 入学定員	5
4 出願に係る就学区域	5
5 出願資格	5
6 出願手続	6
(1) インターネット出願登録	6
(2) 出願書類の提出	6
(3) 出願期間	6
(4) 出願方法	6
(5) 出願状況の報告	7
(6) 就学区域外出願	7
(7) 出願後の辞退	7
7 入学者選考	8
(1) 選考の期日	8
(2) 選考の方法・内容	8
(3) 合格者の決定	9
(4) 選考結果の発表	9
(5) 選考結果の通知及び「請書・辞退届」の提出	9
(6) 諸報告	10
8 やむを得ない事由による欠席者の取扱い	10
(1) 手続き	10
(2) 選考	11
(3) 合格者の決定	11
(4) 選考結果の発表	11
(5) 選考結果の通知及び「請書・辞退届」の提出	11
第2 その他	12
1 入学相談の実施について	12
2 特別な配慮	12
3 療育手帳の交付を受けていない者の出願資格について	12
4 就学義務猶予免除者の高等部への出願資格について	12
(1) 出願資格	12
(2) 出願資格有無の判断	12
5 過年齢者の入学について	13
(1) 過年齢者	13
(2) 過年齢者の入学許可基準	13
(3) 入学許可の判定	13
6 出願期間等の変更	13
7 入学者選考の結果に係る情報の提供	13

(1) 情報の提供内容	13
(2) 情報の提供対象者	13
(3) 本人等であることの確認	14
(4) 情報の提供期間	14
(5) 情報の提供場所	14
(6) 請求手続	14
8 その他	14
(1) 入学許可の取消	14
(2) 生年月日の記載の特例	14
(3) その他の事項	14

【別紙】

〔別紙1〕 出願書類の郵便等による送付における未着事態への対応	15
---------------------------------	----

【別表】

〔別表第1〕 就学区域外出願に係る提出書類	16
〔別表第2〕 簡易開示において本人等であることを確認する書類	17

【様式】

〔様式第1号-1〕 志願者名簿（普通科）	18
〔様式第1号-2〕 志願者名簿（普通科職業コース）	19
〔様式第2号-1〕 出願状況報告書（普通科）	20
〔様式第2号-2〕 出願状況報告書（普通科職業コース）	21
〔様式第3号〕 就学区域外出願許可願	22
〔様式第4号〕 居住確約書	23
〔様式第5号〕 出身学校長意見書	24
〔様式第6号〕 特別支援学校長意見書	25
〔様式第7号〕 就学区域外出願許可通知書【出身校】	26
〔様式第8号〕 就学区域外出願許可通知書【特別支援学校】	27
〔様式第9号〕 高等部入学者選考辞退届	28
〔様式第10号〕 入学者選考結果通知書	29
〔様式第11号〕 請書・辞退届	30
〔様式第12号〕 入学者選考結果について（通知）	31
〔様式第13号〕 志願者数等報告書	32
〔様式第14号-1〕 入学予定者報告書（普通科）	33
〔様式第14号-2〕 入学予定者報告書（普通科職業コース）	34
〔様式第15号〕 追検査受検願	35
〔様式第16号〕 追検査受検願提出者名簿	36
〔様式第17号〕 追検査受検承認（不承認）通知書	37

【関係法令等】

学校教育法（抜粋）	38
学校教育法施行令（抜粋）	39
学校教育法施行規則（抜粋）	40

広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針

入学者の選考は、次により普通科及び普通科職業コースの特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 入学者の募集

1 選考の方法

(1) 普通科（職業コースを除く。）

ア 学力検査

- (ア) 特別支援学校長（以下「校長」という。）は、広島市教育委員会と協議の上、自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。
- (イ) 実施教科は、国語及び数学の2教科とする。ただし、中学校又は特別支援学校中学部において履修した教科に応じて、実施教科の一部又は全部を実施しないことができる。
- (ウ) 実施時間は、各教科それぞれ40分を基本とする。
- (エ) 配点は、各教科それぞれ100点満点とする。
- (オ) 検査問題は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、基礎的・基本的な知識・理解・技能、思考力・判断力・表現力などを幅広く検査するよう配慮して出題する。

イ 面接

校長は、観点を定め、面接を実施する。

ウ その他

ア及びイに定めるもののほか、校長は、必要に応じて観点を定め、調査を実施することができる。

(2) 普通科職業コース

ア 学力検査

- (ア) 校長は、広島市教育委員会と協議の上、自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。
- (イ) 実施教科は、国語及び数学の2教科とする。
- (ウ) 実施時間は、各教科それぞれ40分とする。

- (エ) 配点は、各教科それぞれ 100 点満点で、合計 200 点満点とする。
- (オ) 検査問題は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、職業生活に必要な基礎的・基本的な知識・理解・技能、思考力・判断力・表現力などを幅広く検査するように配慮して出題する。

イ 作業・運動能力検査

- (ア) 実施時間は、60 分とする。
- (イ) 配点は、250 点満点とする。
- (ウ) 検査は、次の点に配慮して実施する。
 - a 作業能力検査は、指示の理解度、作業遂行能力、手先の巧緻性等について幅広く検査する。
 - b 運動能力検査は、基礎的な運動能力や身体各部位の動き等について幅広く検査する。

ウ 面接

- (ア) 集団面接とする。
- (イ) 実施時間は 30 分以内とする。
- (ウ) 配点は、150 点満点とする。
- (エ) 評価は、思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度の観点で行う。

2 合格者の決定

(1) 普通科（職業コースを除く。）

学力検査及び面接の結果並びに必要な応じて実施した調査の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 普通科職業コース

学力検査、作業・運動能力検査及び面接の結果を総合的に判断して決定する。

第2 その他

入学者選考の結果に係る情報の提供については、別に定めるところによる。

令和7年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考日程

内 容		実 施 日 ・ 期 間
就 学 区 域 外 の 出 願 許 可 の 申 請		令和6年11月12日（火）～ 11月22日（金）午後4時まで ※ 郵送の場合は11月21日（木）午後4 時までに必着 ※ 郵便等により提出する場合は、簡易書留 郵便等にすること。
インターネット出願登録		令和6年12月 2日（月）～ 12月12日（木）午後4時まで ※ 上記期間中に登録が完了していな い場合は、出願ができない。
出 願 書 類 の 提 出		令和6年12月13日（金）～ 12月19日（木）午後4時まで ※ 郵送の場合は12月18日（水） 午後4時までに必着 ※ 郵便等により提出する場合は、簡易書留 郵便等にすること。
入 学 者 選 考 の 辞 退		令和7年 1月23日（木）午後4時まで ※ 郵送の場合は1月22日（水） 午後4時までに必着
学力検査等	普通科（職業コースを除く）	令和7年 2月 6日（木）
	普通科職業コース	令和7年 2月 7日（金）
追検査	普通科（職業コースを除く）	令和7年 2月13日（木）
	普通科職業コース	令和7年 2月14日（金）
選 考 結 果 の 発 表		令和7年 2月17日（月）
「請書・辞退届」の提出		令和7年 2月27日（木）午後4時まで ※ 郵送の場合は2月26日（水） 午後4時までに必着 ※ 郵便等により提出する場合は、簡易書留 郵便等にすること。

令和 7 年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考実施要項

令和 7 年度広島市立広島特別支援学校高等部の入学者の選考は、「広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針」に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

この要項における用語の定義は、次のとおりである。

用 語	定 義
出 身 学 校	志願者が卒業又は在学している特別支援学校中学部、中学校又は中等教育学校（前期課程）
出 身 学 校 長	出身学校の校長
特別支援学校長	広島市立広島特別支援学校長
教 育 委 員 会	広島市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課
信 書 便 事 業 者	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号。以下「信書便法」という。）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者
郵 便 等	郵便又は信書便事業者による信書便法第 2 条第 2 項に規定する信書便
簡易書留郵便等	簡易書留郵便若しくは一般書留郵便又は信書便法第 2 条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準じるもの
差 出 郵 便 局 等	差出郵便局又は差出信書便事業者
郵 便 物 等	郵便物又は信書便法第 2 条第 3 項に規定する信書便物
簡易書留郵便物等 受 領 証	差出郵便局等が発行する簡易書留郵便等を受領したことを証明する書類

第1 募集

1 対象学科

(1) 普通科（職業コースを除く。）

(2) 普通科職業コース

2 対象学年

第1 学年

3 入学定員

(1) 普通科（職業コースを除く。）

若干名とする。

(2) 普通科職業コース

16 人（2 学級）とする。

4 出願に係る就学区域

志願者の保護者の住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地）が、広島市域のうち中区、東区、南区、西区、安芸区にある者は、出願することができる。

※ 保護者とは、未成年の者については学校教育法第16条に規定する保護者を、成年に達した者についてはその者を現に監護する者をいう。

5 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者であつて、かつ、次のアからエまでのいずれかの条件を満たす者が出願できる。

ただし、高等学校卒業者は、志願することはできない。

また、志願者は、広島県立の特別支援学校を併願することはできない。

(1) 普通科（職業コースを除く。）

ア 令和7年3月に特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は特別支援学校中学部を卒業した者

イ 令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中学校を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者又は令和7年3月に同条第1号若しくは第2号に規定する課程を修了する見込みの者

エ 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和7年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で、令和7年3月31日までに満15歳以上に達する者

(2) 普通科職業コース

前記アからエまでのいずれかに該当する者のうち、公共交通機関等を利用して自力で通学することが見込める者

6 出願手続

(1) インターネット出願登録

- ア 志願者は、インターネット出願システムで出願登録をする際に、ID、パスワード等を登録して行う。
- イ 志願者は、保護者と同意の上で、インターネット出願システムに情報を入力して出願登録をする。
- ウ 出身学校長は、インターネット出願システムで、志願者の出願登録の内容について確認した後、確認登録を行う。

(2) 出願書類の提出

- 出身学校長は、インターネット出願登録後、特別支援学校へ以下の出願書類を提出する。
- ア 志願者名簿〔様式1号ー1、2〕
- イ 特別支援学校長が別に定める書類（調査書、個人記録票等）

(3) 出願期間

- ア インターネット出願登録
令和6年12月2日（月）から令和6年12月12日（木）午後4時までに、(1)アからウを済ませること。
- イ 出願書類の提出
令和6年12月13日（金）から12月19日（木）午後4時までとする。ただし、郵便等により提出する場合は、簡易書留郵便等で「校長宛親展・入学願書在中」と朱書きし、12月18日（水）午後4時までに必着するよう提出すること。また、出身学校長は、送付後、電話により、速やかに特別支援学校長に送付した旨の連絡を行う。なお、簡易書留郵便物等受領書の写しを保存しておくこと。

(4) 出願方法

- ア 志願者
志願者は、(3)アの期間内にインターネット出願システムで出願登録を行う。インターネット出願に関する詳細は、別紙2「インターネット出願システムに係る手引（志願者）」による。
- イ 出身学校長
出身学校長は、インターネット出願システムで、志願者の出願登録の内容について確認した後、(3)アの期間内に確認登録を行う。インターネット出願に関する詳細は、別紙3「インターネット出願システムに係る手引（中学校等）」による。
出身学校長は、特別支援学校長が別に定める書類（調査書、個人記録票等）に、志願者名簿〔様式第1号ー1、2〕を2部添えて、(3)イの期間内に特別支援学校長に提出する。
- ウ 特別支援学校長
特別支援学校長は、インターネット出願システムで、志願者の出願登録の内容について、この要項に定める要件を備えていることを確認する。
また、特別支援学校長は、志願者又は出身学校長から出願書類の提出を受けたときは、この要項及び特別支援学校長が定める要件を備えていることを確認後、これ

を受理する。

インターネット出願登録の確認及び出願書類の受取が済んだら、特別支援学校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。なお、インターネット出願登録を行っているが出願書類等を提出しない場合又は出願書類等を提出しているがインターネット出願登録を行っていない場合は、志願していないものとみなす。

エ その他

郵便等による出願書類の提出の連絡があったにもかかわらず令和6年12月18日（水）午後4時までに届かなかった場合においては、別紙1「出願書類の郵便等による送付における未着事態への対応」により対応する。

(5) 出願状況の報告

特別支援学校長は、令和6年12月19日（木）現在の出願状況を令和6年12月23日（月）午後4時までに、出願状況報告書〔様式第2号－1、2〕により教育委員会に報告する。

(6) 就学区域外出願

ア 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、教育委員会に必要書類〔別表第1参照〕を令和6年11月12日（火）から11月22日（金）午後4時までに出身学校長が提出し、就学区域外出願の許可を受けなければならない。なお、結果は、出身学校長及び特別支援学校長に通知する。

(ア) 出願時において、保護者の住所が特別支援学校の就学区域外にある者（県外居住者及び海外居住者を含む。）で、入学時に、就学区域内に保護者が居住する予定の者

(イ) 保護者が、令和6年12月2日（月）現在、単身赴任などで特別支援学校の就学区域内に居住し、志願者が特別支援学校の就学区域外に居住している場合で、入学後も保護者の住所に変更がない者

(ウ) その他(ア)に準ずる者

〔就学区域外出願許可願提出先〕

提出先	提出先住所	提出期間
広島市教育委員会 事務局学校教育部 特別支援教育課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町 一丁目4番21号	令和6年11月12日（火）から11月22日（金）午後4時まで ※ なお、郵便等により提出する場合は、簡易書留郵便等により、11月21日（木）午後4時までに必着するよう提出すること。

イ 提出期限後に、保護者の転勤等により教育委員会の就学区域外出願許可が必要となる志願者については、教育委員会の判断に従って手続きを行うこと。

(7) 出願後の辞退

ア 志願者が出願後に、入学者選考を辞退する場合、令和7年1月23日（木）午後4時までに、高等部入学者選考辞退届〔様式第9号〕を、出身学校長を通じて特別支援学校長へ事前連絡の上、提出すること。郵便等により提出する場合は、「校長

宛親展・高等部入学者選考辞退届在中」と朱書きし、令和7年1月22日（水）午後4時までには必着するよう提出すること。なお、出身学校長は送付後、電話により速やかに特別支援学校長に送付した旨の連絡を行うこととする。

イ 前記アによって〔様式第9号〕を提出した場合、また、入学者選考後に辞退する場合、特別支援学校長は、速やかに出身学校長を経由して関係書類を返却するものとする。

7 入学者選考

特別支援学校長は、次のとおり入学者選考を実施する。

(1) 選考の期日

学科・コース	期 日
普通科（職業コースを除く）	令和7年2月6日（木）
普通科職業コース	令和7年2月7日（金）

(2) 選考の方法・内容

ア 選考方法

普通科（職業コースを除く。）については、特別支援学校長が、校長を委員長とする入学者選考に関する委員会を設置し、学力検査及び面接の結果並びに必要な応じて実施した調査の結果を総合的に判断して、入学者の適正な選考を行うものとする。

普通科職業コースについては、特別支援学校長が、校長を委員長とする入学者選考に関する委員会を設置し、学力検査、作業・運動能力検査及び面接の結果を総合的に判断して、入学者の適正な選考を行うものとする。

イ 普通科（職業コースを除く。）

(ア) 学力検査

- a 特別支援学校長は、教育委員会と協議の上、自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。
- b 実施教科は、国語及び数学の2教科とする。ただし、中学校又は特別支援学校中学部において履修した教科に応じて、実施教科の一部又は全部を実施しないことができる。
- c 実施時間は、各教科それぞれ40分を基本とする。
- d 配点は、各教科それぞれ100点満点とする。
- e 検査問題は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、基礎的・基本的な知識・理解・技能、思考力・判断力・表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。

(イ) 面接

特別支援学校長は、観点を定め、面接を実施する。

(ロ) その他

(ア)及び(イ)に定めるもののほか、特別支援学校長は、必要に応じて観点を定め、調査を実施することができる。

ウ 普通科職業コース

(7) 学力検査

- a 特別支援学校長は、教育委員会と協議の上、自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。
- b 実施教科は、国語及び数学の2教科とする。
- c 実施時間は、各教科それぞれ40分とする。
- d 配点は、各教科それぞれ100点満点で、合計200点満点とする。
- e 検査問題は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、職業生活に必要な基礎的・基本的な知識・理解・技能、思考力・判断力・表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。

(i) 作業・運動能力検査

- a 実施時間は、60分とする。
- b 配点は、250点満点とする。
- c 検査は、次の点に配慮して実施する。
 - (a) 作業能力検査は、指示の理解度、作業遂行能力、手先の巧緻性^ち等について幅広く検査する。
 - (b) 運動能力検査は、基礎的な運動能力や身体各部位の動き等について幅広く検査する。

(j) 面接

- a 集団面接とする。
- b 実施時間は、30分以内とする。
- c 配点は、150点満点とする。
- d 評価は、思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度の観点で行う。

(3) 合格者の決定

ア 普通科（職業コースを除く。）

学力検査及び面接の結果並びに必要なに応じて実施した調査の結果を総合的に判断して決定する。

イ 普通科職業コース

学力検査、作業・運動能力検査及び面接の結果を総合的に判断して決定する。

(4) 選考結果の発表

特別支援学校長は、合格者の発表を令和7年2月17日（月）に、次の方法で行う。

ア 学校敷地内への掲示

イ 受検者に対して選考結果の通知

ウ 学校ホームページへの掲載

特別支援学校ホームページ：<http://www.hiroshimayogo.edu.city.hiroshima.jp/>

(5) 選考結果の通知及び「請書・辞退届」の提出

ア 特別支援学校長は、令和7年2月17日（月）に、次のとおり、選考結果の通知

等を行う。

(ア) 特別支援学校の中学部を卒業する見込みの者又は卒業した者に対しては「入学
者選考結果通知書」〔様式第 10 号〕を本人に通知する。この場合において、合格
者には「請書・辞退届」〔様式第 11 号〕を添付する。

(イ) 前記(ア)以外の者に対しては、「入学者選考結果について（通知）」〔様式第 1
2 号〕に〔様式第 10 号〕を添付して、出身学校長に通知する。この場合におい
て、合格者がいる場合には〔様式第 11 号〕を添付する。通知を受けた出身学校
長は、〔様式第 10 号〕を本人に交付するとともに、合格者には〔様式第 11 号〕
を交付する。

イ 合格者は、「請書・辞退届」〔様式第 11 号〕を作成し、特別支援学校の中学部を
卒業する見込みの者又は卒業した者は特別支援学校長に、その他の者は出身学校長
を経由して特別支援学校長に提出しなければならない。提出期日は、令和 7 年 2
月 27 日（木）午後 4 時までとする。

郵便等により提出する場合は、「校長宛親展・入学（辞退）届在中」と朱書きし、
簡易書留郵便等により令和 7 年 2 月 26 日（水）午後 4 時までに必着するように提出
すること。なお、出身学校長は、送付後、電話により速やかに特別支援学校長に送
付した旨を連絡することとする。

ウ 入学許可後に〔様式第 11 号〕により入学を辞退した場合、特別支援学校長は、
速やかに出身学校長を経由して辞退者の関係書類を返却するものとする。

(6) 諸報告

特別支援学校長は、志願状況等について志願者数等報告書〔様式第 13 号〕によ
り、また入学予定者について入学予定者報告書〔様式第 14 号ー 1、2〕により、
令和 7 年 3 月 21 日（金）までに教育委員会に報告する。

8 やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず学力検査等を欠席した者の
うち、次の表中、追検査の事由となる疾病等を、学校感染症に限らず、月経随伴症状
等の体調不良等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるものとし、志願先特
別支援学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができ
る。

	事 由
大規模災害に よる罹災等	○検査当日の風水震災その他の非常災害による交通遮断等
疾病	○学校保健安全法施行規則第十八条において学校において予防 すべき感染症に指定されている疾病等

(1) 手続き

ア 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の(ア)の書類に必要事項を記入し、(ア)及び(イ)の
書類を出身学校長を経由して特別支援学校長に提出する。

(ア) 追検査受検願〔様式第 15 号〕

(イ) 大規模災害による罹災等にあつては、やむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては、検査当日の医師の診断書

イ 出身学校長

出身学校長は、次の(ア)から(ウ)の書類を令和 7 年 2 月 10 日（月）正午までに原則として持参により特別支援学校長に提出する。なお、提出にあたっては志願者の提出した(ア)及び(イ)の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

(ア) 追検査受検願〔様式第 15 号〕

(イ) 大規模災害による罹災等にあつては、やむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては、検査当日の医師の診断書

(ウ) 追検査受検願提出者名簿〔様式第 16 号〕

出身学校長は、下記ウにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書〔様式第 17 号〕を追検査受検希望者に交付する。

ウ 特別支援学校長

特別支援学校長は、出身学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあつては、やむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病にあつては、検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、必要事項を記載した追検査受検願提出者名簿の写しとともに、追検査受検承認（不承認）通知書〔様式第 17 号〕を出身学校長に交付する。

(2) 選考

ア 検査方法

「7 入学者選考 (2) 選考の方法・内容 イ 普通科（職業コースを除く。）

ウ 普通科職業コース」に準ずる。

イ 実施期日

学科・コース	期 日
普通科（職業コースを除く）	令和 7 年 2 月 13 日（木）
普通科職業コース	令和 7 年 2 月 14 日（金）

ウ 集合及び開始の時刻

特別支援学校長が別に定める。

エ 実施場所

広島市立広島特別支援学校

(3) 合格者の決定

「7 入学者選考 (3) 合格者の決定」に準ずる。

(4) 選考結果の発表

「7 入学者選考 (4) 選考結果の発表」に準ずる。

(5) 選考結果の通知及び「請書・辞退届」の提出

「7 入学者選考 (5) 選考結果の通知及び「請書・辞退届」の提出」に準ずる。

第2 その他

1 入学相談の実施について

特別支援学校は、出願期間前に入学相談を行うとともに、志願者は出願期間前に特別支援学校の入学相談を受けるものとする。なお、入学相談を行う期日、入学相談の内容・方法等は、特別支援学校長が別に定めるところによる。

2 特別な配慮

前項の入学相談で把握した志願者の実態により、特別支援学校長が入学者選考において、志願者に特別な配慮が必要であると認めた場合、特別支援学校長は入学者選考の公平性の確保に照らした上で、検査実施場所、検査時間等も含め、特別な配慮の実施内容を決定する。

3 療育手帳の交付を受けていない者の出願資格について

療育手帳の交付を受けていない者の出願資格の判断に当たっては、特別支援学校長が出願前に当該者の出願資格の有無を判断することとし、その手続きを次のとおり定める。

(1) 特別支援学校長は、当該者に対して実態把握を行う教員を指名し、障害の状態等を的確に把握する。また、特別支援学校長は、把握した実態を教育委員会に報告するとともに、学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者であるかどうかを判断するに当たっては、教育委員会の意見を聴くものとする。

(2) 特別支援学校長は、前記(1)に基づき判断した結果を、出願前までに教育委員会に報告する。

4 就学義務猶予免除者の高等部への出願資格について

(1) 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者であつて、次のア又はイのいずれかの条件を満たす者が出願できる。

ア 学校教育法施行規則第95条第4号に規定する就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校又は中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

イ 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、入学しようとする学校において、中学校又は中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 出願資格有無の判断

前記(1)のイによって出願しようとする者に対しては、特別支援学校長が出願前に当該者の出願資格の有無を判断することとし、その手続きを次のとおり定める。

ア 就学義務猶予免除者と思われる者の高等部出願に当たっては、特別支援学校長は当該者又は保護者に対して事前に就学義務猶予免除者であることの証明を求める。

イ 前記アにより就学義務猶予免除者であることが証明された場合、特別支援学校長は、当該者に対して実態把握を行う教員を指名して、障害の状態等を的確に把握する。

ウ 特別支援学校長は、前記イに基づき把握した実態を教育委員会に報告するとともに、中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認められるかどうかの判断をするに当

たつては、教育委員会の意見を聴くものとする。

エ 特別支援学校長は、前記ウに基づき判断した結果を、出願期間前までに教育委員会に報告する。

5 過年齢者の入学について

特別支援学校長は次の入学許可基準に基づき、入学許可の判定を行うものとする。

(1) 過年齢者

養護学校の義務制が実施された昭和54年4月1日において、満15歳に達していた者のうち、その後、特別支援学校の高等部普通科に入学しようとする者で、学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障害者。ただし、中学部に就学し、引き続き特別支援学校の高等部普通科に入学しようとする者を除く。

(2) 過年齢者の入学許可基準

特別支援学校長は、高等部普通科の第1学年の生徒で学級編制を行う。その際、学級数を増加させない範囲内で、次のア及びイにより、特別支援学校の高等部普通科への過年齢者の入学を許可できる。ただし、年度の中途からの入学については許可できない。

ア 入学を許可する学年

高等部普通科第1学年とする。

イ 入学許可に当たって

第1学年において、学級編制の標準とする1学級の生徒の数に余裕がある場合に入学を許可することができる。(単一障害学級で過年齢者を除く7人以下の生徒で学級を編制する場合及び重複障害学級で過年齢者を除く2人以下の生徒で学級を編制する場合に限る。)なお、当該学校への入学予定者及び在生徒に与える影響等を考慮し、入学を許可しないことができる。

(3) 入学許可の判定

前記(2)の「過年齢者の入学許可基準」において、入学許可の判定ができない場合が生じたときは、特別支援学校長は教育委員会と協議するものとする。

この場合において、教育委員会は、入学許可のための候補者の順位を判定し、特別支援学校長に通知する。

6 出願期間等の変更

特別支援学校長は、特別な事由により出願期間等の変更が必要な場合は、教育委員会と協議の上、変更事項を定めるものとする。

7 入学者選考の結果に係る情報の提供

入学者選考における学力検査、作業・運動能力検査及び面接(以下「学力検査等」という。)の結果に係る情報の提供については、次のとおりとする。

(1) 情報の提供内容

情報の提供対象者の学力検査等における得点と合計

(2) 情報の提供対象者

受検者のうち不合格者（本人又はその法定代理人（以下「本人等」という。））

(3) 本人等であることの確認

〔別表第2〕に示す書類の提示により確認する。

(4) 情報の提供期間

ア 令和7年2月17日（月）から3月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び学校が定める振り替え休日等を除く。）とする。

イ 受付時間は、原則として午前9時から12時及び午後1時から4時までとする。

(5) 情報の提供場所

特別支援学校

(6) 請求手続

ア 請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、特別支援学校において口頭で情報の提供について請求する。

イ 特別支援学校長は、前記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により情報の提供を行う。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により情報の提供を行うこともできる。

8 その他

(1) 入学許可の取消

志願について虚偽の事実があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

(2) 生年月日の記載の特例

様式中の生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「昭和・平成 年 月 日生」とあるのは、「西暦 年 月 日生」と読み替えるものとする。

なお、様式は、必要に応じてコピーして使用することができる。すべての様式について用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(3) その他の事項

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、広島市教育長が別に定める。

〔別紙１〕

出願書類の郵便等による送付における未着事態への対応

1 郵便等による送付期限日（令和６年１２月１８日（水））の対応

特別支援学校長は、出身学校長から出願書類の郵便等による提出の連絡があったにもかかわらず、令和６年１２月１８日（水）午後４時の時点で出願書類が届かない場合、出身学校長に対して次のことを連絡し、依頼する。

- ① 出願書類が午後４時の時点で到着していないこと。
- ② 差出郵便局等に対して郵便物等の所在の確認を行い、その結果を特別支援学校長に報告すること。
- ③ 令和６年１２月１９日（木）午後４時までに出願書類が到着しない場合に備え、簡易書留郵便物等受領証の写しを、１２月１９日（木）午後４時までに出願書類を提出すること。
- ④ 令和６年１２月１９日（木）午後４時までに出願書類が到着しなかった場合、出願書類を１２月２０日（金）午後４時までを持参して提出すること。

2 提出期限日（令和６年１２月１９日（木））の対応

- (1) 特別支援学校長は、午後４時まで出願書類の到着を待つ。
- (2) 出身学校長は、午後４時まで簡易書留郵便物等受領証の写しを特別支援学校長に提出する。（これをもって出願書類の提出があったものとして扱う。）
- (3) 特別支援学校長は、午後４時になっても出願書類が到着しない場合、教育委員会にその旨を電話で連絡する。
- (4) 特別支援学校長は市教育委員会へ連絡後、出身学校長に対して次のことを連絡し、依頼する。
 - ① 出願書類が提出期限までに到着しなかったこと。
 - ② 差出郵便局等に対して郵便物等の所在の確認を行い、その結果を特別支援学校長に報告すること。
 - ③ 出願書類を再度作成し、令和６年１２月２０日（金）午後４時までを持参により提出すること。

3 提出期限日の翌日（令和６年１２月２０日（金））の対応

出身学校長は、前記２（４）により、特別支援学校長から依頼があった場合、午後４時までに出願書類を持参により特別支援学校長に提出する。

4 その他

- (1) 再度作成された出願書類を受領した後、最初に送付された出願書類が特別支援学校に届いた場合、特別支援学校長はそれを出身学校長に返却する。
- (2) 簡易書留郵便等が紛失した可能性がある場合、差出郵便局等に調査を依頼することができる。

〔別表第1〕

就学区域外出願に係る提出書類

出 願 理 由 必 要 書 類	地 理 的 条 件	身 体 的 事 由	転 居	そ の 他 特 別 の 事 情
就学区域外出願許可願〔様式第3号〕	○	○	○	○
居住確約書〔様式第4号〕			○	証 客 明 観 で 的 き 事 る 実 も 実 の を
保護者及び志願者の住民票記載事項証明書	○	○	○	
関係地域の地図、就学区域内及び志願先学校までの距離、交通機関状況等	○			
医師の診断書等		○		
出身学校長意見書〔様式第5号〕	○	○	○	○
特別支援学校長意見書〔様式第6号〕	○	○	○	○

〔別表第2〕

入学者選考の結果に係る情報の提供において本人等であることを確認する書類

請求者	区 分	必 要 書 類
受検者本人	請求者が受検者本人であることを確認する書類 ※ 写真のない書類にあっては、複数の書類の提示により確認すること。	○ 出身中学校の生徒証明証 ○ 特別支援学校(中学部)の生徒証明証 ○ マイナンバーカード (マイナンバー通知カードは不可) ○ 運転免許証 ○ 旅券 ○ 健康保険、国民健康保険又は船員保険の被保険者証 ○ 官公署の発行する身分証明書 ○ その他下欄に掲げる書類 等
受検者の法定代理人(親権者等)	ア 請求者が法定代理人本人であることを確認する書類 ※ 写真のない書類にあっては、複数の書類の提示により確認すること。	○ マイナンバーカード (マイナンバー通知カードは不可) ○ 運転免許証 ○ 旅券 ○ 健康保険、国民健康保険又は船員保険の被保険者証 ○ 共済組合員証 ○ 国民年金手帳 ○ 厚生年金手帳 ○ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 ○ 共済年金又は恩給等の証書 ○ 船員手帳 ○ 海技免状 ○ 猟銃・空気銃所持許可証 ○ 戦傷病者手帳 ○ 宅地建物取引士証 ○ 電気工事士免状 ○ 無線従事者免許証 ○ 毒物劇物販売業登録票 ○ 官公署の発行する身分証明書 ○ 印鑑登録証明書(印鑑登録手帳) ○ 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類 ○ 外国政府が発行する外国旅券 等
	イ 受検者が未成年者又は成年被後見人であることを確認する書類	○ 戸籍謄本・抄本(発行後1か月以内のもの) ○ 住民票の写し(発行後1か月以内のもの) ○ 家庭裁判所の証明書(発行後1か月以内のもの) 等
	ウ 請求者が法定代理人であることを確認する書類	

(注) 受検者の法定代理人の場合、区分におけるア、イ及びウのすべてに係る書類が必要である。

〔様式第1号－1〕

志願者名簿(普通科)

令和 年 月 日

広島市立広島特別支援学校長 様

学校長 印

広島市立広島特別支援学校高等部普通科への志願者は次のとおりです。

[illegible]

〔注意〕

※ 印の欄は記入しない。

受 付 印	※
-------------	---

〔様式第1号－2〕

志 願 者 名 簿 (普通科職業コース)

令和 年 月 日

広島市立広島特別支援学校長 様

学校長 印

広島市立広島特別支援学校高等部普通科職業コースへの志願者は次のとおりです。

志願者氏名					
					計　人

〔注意〕

※印の欄は記入しない。

受 付 印	※
-------------	---

〔様式第2号－1〕

令和 年 月 日

教 育 長 様
(特別支援教育課)

広島特別支援学校長

出 願 状 況 報 告 書 (普通科)

No. ()

20

受付 番号	ふりがな 志願者氏名	性別	生年月日	出身学校名	学級種別	住所	手帳			その他
							療育	身体	精神	

※ 「学級種別」の欄は、中学校出身者は、「通常の学級」「知的障害特別支援学級」「自閉症・情緒障害特別支援学級」等を記入する。特別支援学校中学部出身者は、「単一学級」「重複学級」「訪問学級」を記入する。

※ 「その他」の欄は、他の特別支援学校との併願状況等を記入する。

〔様式第2号－2〕

令和 年 月 日

教 育 長 様
(特別支援教育課)

広島特別支援学校長

出 願 状 況 報 告 書 (普通科職業コース)

No. ()

21

受付 番号	ふりがな	性別	生年月日	出身学校名	学級種別	住所	手帳			その他
	志願者氏名						療育	身体	精神	

※ 「学級種別」の欄は、中学校出身者は、「通常の学級」「知的障害特別支援学級」「自閉症・情緒障害特別支援学級」等を記入する。特別支援学校中学部出身者は、「単一学級」「重複学級」を記入する。

※ 「その他」の欄は、他の特別支援学校との併願状況等を記入する。

[様式第3号]

就学区域外出願許可願

令和 年 月 日

広島市教育長様
(特別支援教育課)

出身学校名 _____

昭和

平成

令和

年 月卒業見込・卒業

※ 必要な文字を○で囲む。

〒 _____

学校所在地 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

志願者との続柄 ()

現住所 _____

電話番号 _____

次のとおり、就学区域外出願を許可してください。

理 由	
-----	--

[様式第4号]

居 住 確 約 書

令和 年 月 日

広島市教育長様
(特別支援教育課)

志願者氏名 _____
保護者氏名 _____
現 住 所 _____

私は、令和 年 月 日から、次の住所に居住することを確約します。

新住所

理 由

[様式第5号]

出身学校長意見書

令和 年 月 日

広島市教育長様
(特別支援教育課)

学校名 _____

学校長 _____ 印

〒 _____

学校所在地 _____

電 話 _____

学校メールアドレス _____

次の者が、広島市立広島特別支援学校に出願を希望しておりますので、就学区域外出願を許可してください。

志願者氏名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
保護者氏名		志願者 との続柄	
現住所			
所見			

※ 必要な文字を○で囲む。

[様式第 6 号]

特別支援学校長意見書

令和 年 月 日

教 育 長 様
(特 別 支 援 教 育 課)

広島市立広島特別支援学校長 印

次の者は、本校に出願を希望しており、就学区域外出願の資格を有するものと判断します。

出 身 学 校 名			
志願者氏名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
保護者氏名		志 願 者 との続柄	
現 住 所			
所 見			

※ 必要な文字を○で囲む。

〔様式第 7 号〕

就学区域外出願許可通知書

令和 年 月 日

_____ 学校長 様

広島市教育長
(特別支援教育課)

次の生徒について、広島市立広島特別支援学校高等部への就学区域外出願を許可します。

志願者氏名	生年月日	備考
	昭和 年 月 日 平成	

※ 必要な文字を○で囲む。

〔様式第 8 号〕

就学区域外出願許可通知書

令和 年 月 日

広島特別支援学校長 様

教 育 長
(特別支援教育課)

次の生徒について、広島市立広島特別支援学校高等部への就学区域外出願を許可します。

出身学校名	志願者氏名	生年月日	備考
		昭和 年 月 日 平成	
		昭和 年 月 日 平成	
		昭和 年 月 日 平成	

※ 必要な文字を○で囲む。

〔様式第 9 号〕

高等部入学者選考辞退届

令和 年 月 日

広島市立広島特別支援学校長 様

出身学校名 _____

出身学校長氏名 _____ 印

次の志願者については、入学者選考を受けることを辞退します。

受付番号

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

〔様式第10号〕

入学者選考結果通知書

令和 年 月 日

出身学校名 _____

志願者氏名 _____ 様

広島市立広島特別支援学校長 印

あなたは、入学者選考の結果、本校高等部_____に（合格した・不合格でした）
ので、通知します。

ついては、合格者は、別紙「請書」又は「辞退届」のいずれかを令和7年2月27日（木）
午後4時まで（簡易郵便書留等による場合は、令和7年2月26日（水）午後4時まで）に
提出してください。

- ※ 「本校高等部_____」には、「普通科」又は「普通科職業コース」と記載すること。

※ （ ）の中は、該当する語のみを記載すること。

※ 普通科を併願している普通科職業コース不合格者は、普通科合格として通知すること。

※ 波線部は、合格者への通知のみに記載すること。

〔様式第 1 1 号〕

請 書 ・ 辞 退 届

※いずれか該当しない方を二重線で消すこと。

令和 年 月 日

広島市立広島特別支援学校長 様

出身学校名 _____

本人氏名 _____

保護者氏名 _____

このたび、本人が貴校高等部 _____ に合格しましたが、

※ 高等部の後の下線部には、「普通科」又は「普通科
職業コース」と記載すること。

{ 相違なく入学します。
入学を辞退します。

※いずれか該当しない方を二重線で消すこと。

辞退理由 (_____)

(出身学校が広島市立広島特別支援学校以外の場合)

前記のことを了承しています。

令和 年 月 日

出身学校名 _____

出身学校長氏名 _____



〔様式第 1 2 号〕（出身学校が広島市立広島特別支援学校以外の場合）

令和 年 月 日

（ 出 身 学 校 ） 長 様

広島市立広島特別支援学校長 印

入学者選考（普通科・普通科職業コース）結果について（通知）

貴校からの志願者について、次のとおり決定しました。

ついては、別紙「入学者選考結果通知書」を志願者本人に交付するとともに、合格者から提出された「請書・辞退届」を、令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午後 4 時まで（簡易郵便書留等による場合は、電話連絡の上、令和 7 年 2 月 2 6 日（水）午後 4 時まで）に、広島市立広島特別支援学校長に提出してください。

氏 名	入学者選考結果 (合格・不合格の別)

- ※ 標題の（普通科・普通科職業コース）のどちらかを○で囲む。
- ※ 志願者本人あて「入学者選考結果通知書」及び合格者から提出させる「請書・辞退届」の様式を添付する。
- ※ 必要に応じて、枠の数を増やしても良い。
- ※ 普通科、普通科職業コースそれぞれ別葉とする。

〔様式第 13 号〕

志 願 者 数 等 報 告 書

令和 年 月 日

教 育 長 様
(特別支援教育課)

広島特別支援学校長

広島特別支援学校高等部への入学に係る人数及び辞退の理由を、次のとおり報告します。

	普通科	普通科職業コース
志願者数	() 名	() 名
受検者数	() 名	() 名
合格者数	() 名	() 名
辞退者数	() 名	() 名
辞退の理由		

〔様式第14号－1〕

令和 年 月 日

教 育 長 様
(特別支援教育課)

広島特別支援学校長

入 学 予 定 者 報 告 書 (普通科)

No. ()

入学者 番号	ふりがな	性別	生年月日	出身学校名	学級種別	住所	手帳			備考
	志願者氏名						療育	身体	精神	

※ 「学級種別」の欄は、中学校出身者は、「通常の学級」「知的障害特別支援学級」「自閉症・情緒障害特別支援学級」等を記入する。特別支援学校
中学部出身者は、「単一学級」「重複学級」「訪問学級」を記入する。

〔様式第14号－2〕

令和 年 月 日

教 育 長 様
(特別支援教育課)

広島特別支援学校長

入 学 予 定 者 報 告 書 (普通科職業コース)

No. ()

入学者 番号	ふりがな	性別	生年月日	出身学校名	学級種別	住所	手帳			備考
	志願者氏名						療育	身体	精神	

※ 「学級種別」の欄は、中学校出身者は、「通常の学級」「知的障害特別支援学級」「自閉症・情緒障害特別支援学級」等を記入する。特別支援学校
中学部出身者は、「単一学級」「重複学級」を記入する。

〔様式第15号〕

追 検 査 受 検 願

令和 年 月 日

広島市立広島特別支援学校長 様

出身学校名 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

この度、入学者選考を次の理由により、受検することができませんでしたので、追検査の受検を承認してください。

1 理由

--

2 志願学科等（該当するものに○をしてください）

普通科（職業コースを除く） ・ 普通科職業コース

上記について相違ないことを証明します。

出身学校長確認
印

※ 受付番号
※ 受検番号
※ 受付印

〔様式第16号〕

追検査受検願提出者名簿

令和 年 月 日

広島市立広島特別支援学校長 様

出身学校名 _____

出身学校長名 _____ 印

貴校の追検査を希望している者は、次のとおりです。

学科・コース	受付番号	氏 名	※ 区 分	※ 備 考
普通科 (職業コースを除く) ・ 普通科職業コース			承認・不承認	

注1 ※印欄については記入しないこと。

2 必要な文字を丸で囲むこと。

_____ 学校長 様

上記の者の追検査の承認（不承認）については、区分欄に記載のとおりですので、該当者に別紙「追検査受検承認（不承認）通知書」を速やかに交付してください。

また、承認者に対しては、追検査当日、当該通知書を携行するよう周知してください。

令和 年 月 日

広島市立広島特別支援学校長 印

注1 区分欄の「承認」又は「不承認」のいずれかを○で囲むこと。

2 承認できない者については、備考欄に理由を記載すること。

3 特別支援学校においては、提出された原本を保管すること。

〔様式第 17 号〕

追検査受検承認（不承認）通知書

令和 年 月 日

受付番号 _____ 番
_____ 様

広島市立広島特別支援学校長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった入学者選考の追検査の受検については、
次のとおりです。

1 承認します。

2 承認できません。

【承認できない理由】 _____

注 「1 承認します。」又は「2 承認できません。」のいずれかを○で囲み、承認できない場合は、その理由を記載すること。

(注意)

この通知書は、追検査当日、検査会場へ携行し、受付で提示してください。

学校教育法（抜粋）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

学校教育法施行令（抜粋）

（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

第二十二條の三 法第七十五條 の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	心身の故障の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

学校教育法施行規則（抜粋）

（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

- 2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。
- 3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。
- 4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第七十五条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。
- 5 公立の高等学校（公立大学法人の設置する高等学校を除く。）に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

第九十五条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第百三十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで、第八十二条及び第百条の三の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第百三十五条第一項」と読み替えるものとする。

- 2 第五十六条の五から第五十八条まで、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。
- 3 第三十五条、第五十条第二項及び第五十三条の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。
- 4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条及び第七十七条の二から第七十八条の二までの規定は、特別支援学校の中学部に準用する。
- 5 第七十条、第七十一条、第七十八条の二、第八十一条、第八十八条の三、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第百条の二まで並びに第百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学

校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。